

障がい者の施設従事者による虐待防止対策を強化するよう求める共同声明

先般、むつ市内の障がい児施設において、施設の従事者による2件の虐待行為があったことが報じられた。昨年来、青森市内の障がい者施設における身体的虐待、むつ市内の障がい児施設における性的虐待、大鰐町内の障がい福祉サービス事業所における身体的虐待、八戸市内の障がい児施設における性的虐待が相次いで報じられているところであり、障がい者が利用する施設（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律にいう障害者福祉施設及び障害サービス福祉事業等。以下「施設」と総称する。）の従事者による虐待が止まない現実と、虐待防止の対策を強化する必要性を改めて痛感し、今回、以下のとおり求める。

1 施設の管理者は、施設の従事者による虐待防止の対策を強化すること

虐待を防止するためには、施設の従事者でない「外の目」による権利擁護が有効であるといわれている。施設の管理者は、第三者委員による施設の訪問、福祉オンブズマン制度の導入、スーパーバイザーの確保、利用者の家族等へのアンケートの実施など、「外の目」による権利擁護を積極的に行うように求める。

また、施設内においても、虐待防止委員会の設置と同委員会活動の活性化、全ての従事者を対象とした研修体制の充実、利用者のケアに関する情報を従事者間で共有する体制の構築など、虐待を防止する体制を強化するように求める。

2 青森県知事及び青森県内の各市長は、虐待の防止及び発見を目的として、予告なしに施設を訪問する内容を含む指導監査を実施すること

青森県知事及び青森県内の各市長（以下「青森県知事等」という。）は、社会福祉法人等の施設を指導監査しているが、実地監査は原則として2年に1回であること、虐待に関する事項は指導監査事項の一項目にすぎないこと、事前に訪問日時を定めていること等から、指導監査による虐待防止及び発見の効果は限定的であるといわざるを得ない。

「外の目」による権利擁護として、指導監査権限を有する青森県知事等が、予告なく職員を施設に訪問させて、虐待の防止及び発見の観点から指導監査を行うことは、虐待の防止及び発見に大きな効果を有すると見込まれる。

また、障害者の権利に関する条約16条3項は、締約国が、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保すると定めているところ、前記の指導監査は、効果的な監視の中核を担い得るものである。

したがって、青森県知事等は、一般指導監査とは別に、虐待の防止及び発見を目的として、予告なしに施設を訪問する内容を含む指導監査を実施するように求める。また、正当な理由なく指導監査を拒否した場合には、特別監査の対象にするなど、指導監査を実効的なものにするための制度の運用も、併せて求める。

3 青森県及び青森県内の各市町村は、施設の利用者の家族等に向けた啓発活動を行うこと

施設の利用者の家族等が、虐待に対する理解を深め、関心をもつことは、施設の従事者でない「外の目」による権利擁護となり、虐待の防止及び発見の効果が見込まれる。例えば、利用者の家族を含め広く市民を対象にして虐待に関する研修を行い、研修修了者にリング等の証を交付し、利用者の家族等が施設の訪問する際にその証を付けるようになれば、虐待の防止及び発見が促進されると考える。

また、虐待防止及び早期発見を呼びかけるポスターを作成して施設に配布した上で、施設の出入口など、施設の訪問者が容易に発見できる場所にポスターを掲示するように指導することも、虐待の防止及び発見の効果が見込まれる。

したがって、青森県及び青森県内の各市町村が、施設の利用者の家族等に向けて、上記のような啓発活動を行うことを求める。

以上

2015年（平成27年）12月21日

青森県弁護士会

会 長 竹 本 真 紀

青森県精神保健福祉士協会

会 長 山 田 伸